会計管理者の事務の代理に関する規則をここに公布する。

平成20年２月12日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県規則第６号

会計管理者の事務の代理に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第170条第３項の規定による会計管理者の事務の代理に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務を代理する者）

第２条　法第170条第３項の規定により会計管理者の事務を代理する職員は、出納局長、出納局管理担当課長及び出納局指導審査担当課長の職にある職員とし、その順序は、出納局長を第１順位、出納局管理担当課長を第２順位、出納局指導審査担当課長を第３順位とする。

附　則

１　この規則は、平成20年２月13日から施行する。

２　出納長の職務の代理に関する規則（平成12年岩手県規則第185号）は、廃止する。